

令和4年5月10日

- ロシア軍によるウクライナでの多数の無辜の民間人の殺害は重大な国際人道法違反であり、戦争犯罪です。断じて許されず、厳しく非難するものです。
- こうした残虐な行為の真相は徹底的に明らかにされなければならず、ロシアは戦争犯罪の責任を問われなければなりません。

ロシアによるウクライナ侵略を踏まえ、日本は以下の措置を採ることを決定しました

更新事項は赤字のとおり

[ウクライナ国民への支援]

- ・ドローン・防弾チョッキ・ヘルメット・防寒服・天幕・カメラ・衛生資材・非常用糧食・双眼鏡・照明器具・医療用器材等の提供
- ・1億ドルの緊急人道支援（注）（保健、医療、食料、ウクライナ及び周辺諸国の方々の保護等の分野における国際機関等を通じた支援。なお、追加で1億ドルの緊急人道支援を行うことを表明済み）（注）2014年以来ウクライナに対して18.7億ドルのODAを実施中
- ・財政支援について、1億ドルから3億ドルへの増額を表明
- ・希望する在留ウクライナ人の在留延長を許可
- ・ウクライナから日本への避難民の受入れの推進
- ・周辺国に滞在する避難民支援のための物資協力、医療・保健等の分野における人的貢献の検討

[金融措置]

- ・IMF、世界銀行、欧州復興開発銀行を含む主要な多国間金融機関からのロシアへの融資の防止
- ・デジタル資産などを用いたロシアによる制裁回避への対応
- ・ロシア中央銀行との取引を制限
- ・プーチン大統領を含むロシア政府関係者、ロシアの財閥であるオリガルヒ等に対して、資産凍結等の制裁
- ・9金融機関（Sberbank, Alfa-Bank, 開発対外経済銀行（VEB）、Promsvyazbank、Bank Rossiya、対外貿易銀行（VTB Bank）、Sovcombank、Novicombank及びBank Otkritie）及びそれらの子会社に対して、我が国国内に有する資産を凍結
- ・SWIFT（国際銀行間通信協会）からのロシアの特定銀行の排除を始め、ロシアを国際金融システムや世界経済から隔離させるための措置へ参加
- ・ロシア政府による新たなソブリン債の我が国における発行・流通等を禁止。我が国における証券の発行等を禁止しているロシアの特定の銀行について、より償還期間の短い証券も対象に追加
- ・ロシアへの新規投資を禁止する措置を導入

[貿易措置]

- ・「最恵国待遇」の撤回
- ・機械類、一部木材、ウォッカなどの輸入の禁止
- ・贅沢品の輸出の禁止
- ・ロシアの軍事関連団体に対する輸出、国際的な合意に基づく規制リスト品目・半導体など汎用品・**先端的な物品**のロシア向け輸出、ロシア向け石油精製の装置等の輸出に関する制裁
- ・石炭・**石油**輸入のフェーズアウトや禁止を含むエネルギー分野でのロシアへの依存低減

[査証措置]

- ・ロシアの関係者に対して、日本への査証発給の停止

[ベラルーシ]

- ・3金融機関（Belagroprombank、Bank Dabrabyt及びベラルーシ共和国開発銀行）及びそれらの子会社に対して、我が国国内に有する資産を凍結
- ・ベラルーシの関係者に対して、日本への査証発給の停止
- ・ルカシェンコ大統領を含むベラルーシの関係者に対する資産凍結等の制裁
- ・ベラルーシの軍事関連団体に対する輸出、国際的な合意に基づく規制リスト品目や半導体など汎用品のベラルーシ向け輸出に関する制裁

※「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」

- ・「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」関係者に対して、日本への査証発給の停止及び我が国国内に有する資産を凍結
- ・「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」との輸出入を禁止

